

地方公共団体の取組に関する「見える化」と「入契適正化マップ」の開設

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 入札制度企画指導室

課長補佐

あだち

安達

しげき

茂樹

よこの

横野

たつや

達也

係長

1. はじめに

公共工事は国民の理解と信頼の下に進めることが重要であり、国民の疑惑を招くことがないように適正に実施することが強く求められています。

公共工事の入札及び契約の適正化を図ることは、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るという「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号。以下、「入札契約適正化法」という）の目的を達成するためという点においてはもちろんのこと、公共工事の適正な施工を確保するため、また、そのために工事に従事する者の適正な労働環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を育成・確保するためという点においても、非常に重要です。

国土交通省では総務省とともに、毎年度、入札契約適正化法に基づき、地方公共団体が「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定、令和4年5月20日最終変更。以下、「適正化指針」という）に従って講じた措置の状況についての調査（以下、「入契調査」という）を実施し、各団体の実態を把握するとともに、各団体の入札契約制度の適正化の取組を促進するために、入札契約適正化

法に基づく要請を行うなど、さまざまな取組を進めてきました。

本稿では、その取組の一つとして、地方公共団体の取組の「見える化」及び令和6年3月に開設した「入契適正化マップ」について紹介します。

2. 地方公共団体の取組状況の「見える化」

例年の入契調査によると、職員の人員不足、ノウハウ不足等の理由により、地方公共団体での取組は国の機関と比較して遅れている傾向にあります。特に、人口が少ない小規模な市町村ではその傾向が顕著です。

そこで、国土交通省では、地方公共団体による入札契約制度の改善の取組を促進する方策として、近年、各団体の取組の「見える化」に積極的に取り組んできました。

「見える化」とは、具体的には、各種入札契約制度の改善の取組テーマについて、都道府県や市区町村の白地図に各団体の取組状況に応じた色を塗り分けることで、各団体の取組状況を視覚的に把握しやすくするものです。各団体において、入札契約制度の改善の取組を進めていく上では、先行して実施している団体の取組を参考にすることが有益な手段の一つとして考えられます。

この「見える化」によって都道府県及び市区町

村の個別の取組状況を把握することができるため、各団体は近隣あるいは同規模の他団体と自身の取組状況を比較することで、自らが参考にすべき団体を選定しやすくなり、改善の取組が促進されるといった効果が期待されます。また、各団体と業界団体との意見交換の活性化も期待されます。

このような考えから、国土交通省では、これまでに主に「施工時期の平準化」と「ダンピング対策」について「見える化」に取り組んできました。

(1) 施工時期の平準化

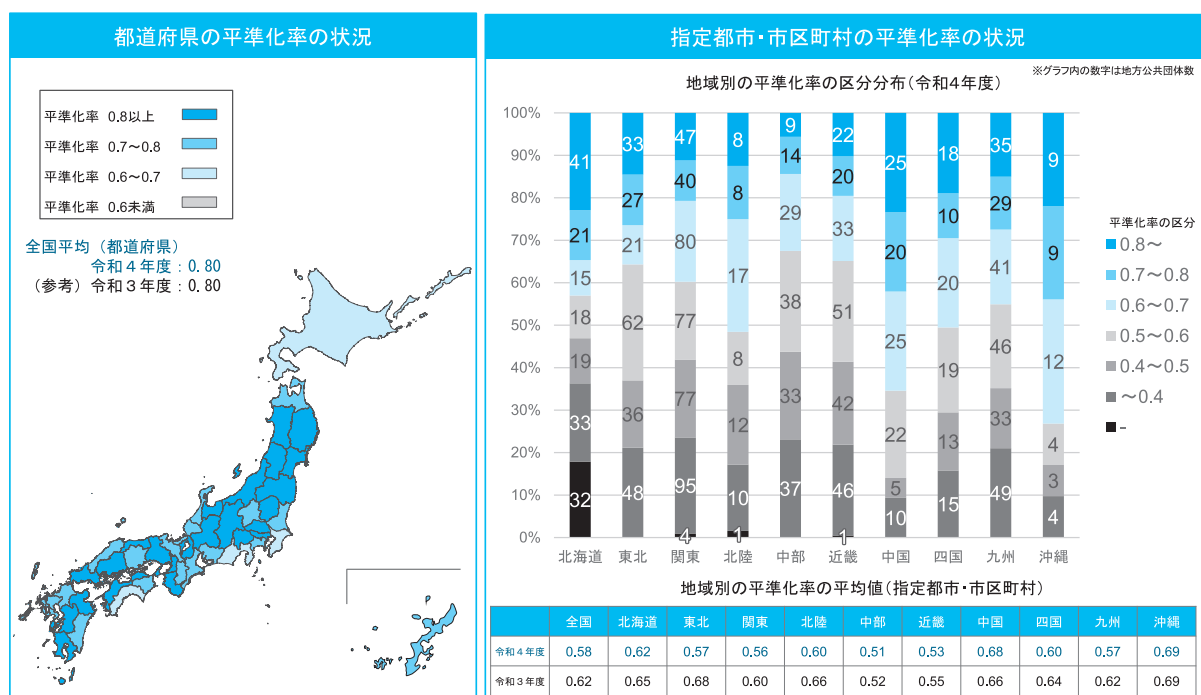
公共工事の施工時期の平準化（以下、「平準化」という）については、令和元年6月、入札契約適正化法が改正され、地方公共団体は、適正化指針において定める平準化を図るための方策について必要な措置を講じるよう努めることとされたことを受けて、国土交通省では、これまで、「公共工事の円滑な施工確保について」（令和5年11月30日付け総行第512号・国不入企第24号）等により、各地方公共団体に対して平準化に関する取組について速やかな実施を要請してきました。

平準化は、円滑な施工確保に資することに加え、年間を通じた工事量の安定による工事に従事

する者の処遇改善や、人材・資材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものです。このため、計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、余裕期間制度の活用などによる柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの措置を講じることが重要です。

このような平準化の意義や重要性に鑑み、国土交通省では、総務省とともに、全ての地方公共団体における平準化の進捗状況及び施策の取組状況について公表する「見える化」を実施することで、各地方公共団体における平準化の取組を促進してきました。

平準化の取組の重要性について、さまざまな場面において働きかけを行っているところですが、進捗状況の改善に停滞傾向も見えてとれることから、一層、取組事例の横展開や、都道府県公共工事契約業務連絡協議会への参画を通じた市区町村への直接働きかけなど、地方公共団体への支援を



図－1 都道府県、指定都市・市区町村の平準化率の状況

強化していきます（図－1）。

(2) ダンピング対策

入札契約適正化法において、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項としてダンピング受注の防止が明記されており、適正化指針では、ダンピング受注の防止を図る観点から低入札価格調査基準又は最低制限価格を適切な水準で設定することとされています。

ダンピング受注は、工事や業務の手抜き等を招くことによりその品質の低下が懸念されるほか、下請業者へのしわ寄せ、公共工事等（公共工事及び公共工事に関する測量・調査・設計をいう。以下同じ）に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事等の品質確保に支障を来すおそれを生じさせます。

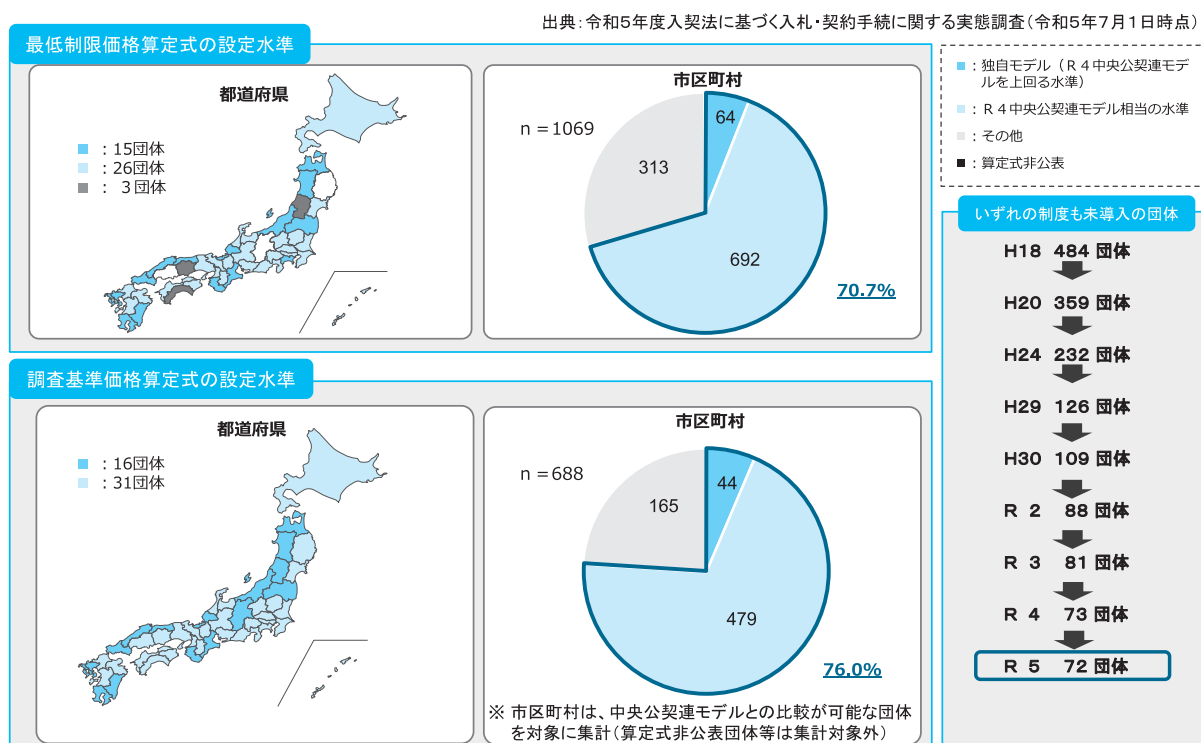
また、公共工事等を実施する者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものです。このため、ダンピング受注を防止する必要があります。

ます。

このような意義や重要性に鑑み、国土交通省では、総務省とも連携して、全ての地方公共団体におけるダンピング対策の取組状況について「見える化」を実施するなど、各地方公共団体におけるダンピング対策の取組を促進してきました。

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の算定式については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会が、標準となるモデル（以下、「中央公契連モデル」という）を策定しており、令和4年に改定したものが最新版とされています。

都道府県では全ての団体※¹で令和4年中央公契連モデル以上の水準で運用されていますが、市区町村においては、算定式の設定水準が確認できる団体のうち、令和4年中央公契連モデル以上の水準で運用している団体が約7割にとどまっている状況であり、引き続き最新のモデルを採用するよう働きかけを強化することとしています（図－2）。



図－2 都道府県、指定都市・市区町村の最低制限価格算定式及び調査基準価格算定式の設定水準の状況

3. 入契適正化マップ

前述のとおり、国土交通省では地方公共団体の入札契約適正化に向け、施工時期の平準化やダンピング対策などの取組状況の「見える化」を進めてきましたが、改善がやや停滞している取組もあります。

また、これまでは取組ごとに個別で公表をしていたため、情報がバラバラで見づらくなっていました。

これらの課題を解決し、地方公共団体による入札契約制度の改善の取組を加速化させるために、国土交通省では、各種「見える化」について、団体ごとの取組状況を一つのページにまとめたポータルサイト「入契適正化マップ」を令和6年3月に開設しました。

入契適正化マップでは、これまで公表していた施工時期の平準化推進状況とダンピング対策（最低制限価格の算定式の設定水準、低入札調査基準価格の算定式の設定水準、最低制限価格又は低入

札価格調査の制度導入状況）の実施状況に加え、週休2日工事や、入札契約適正化法上の取り組みことが義務付けられている事項（入札契約情報の公表等）の実施状況についても公表しており、取組ごとに実施の有無や実施率が色分けされて表示されます。

従前は公表資料の中から利用者が必要とする情報を探し出す手間が発生していましたが、入契適正化マップでは、利用者が閲覧したい団体を地図上でクリックすれば、当該団体における入札契約適正化の状況の全般が一目で把握できるようになっています。

また、各団体における入札契約制度に関する取組状況について、入札契約適正化法や適正化指針等で求められている基準を満たしているかを判別することができる「入契カルテ」についてもダウンロードすることができます。

入契カルテには各団体の人口、面積、土木部門職員数、工事契約件数等の基礎情報も掲載されているため、各団体が自らと同規模の団体の取組状況を比較するという点でも利用しやすくなりました（図-3）。

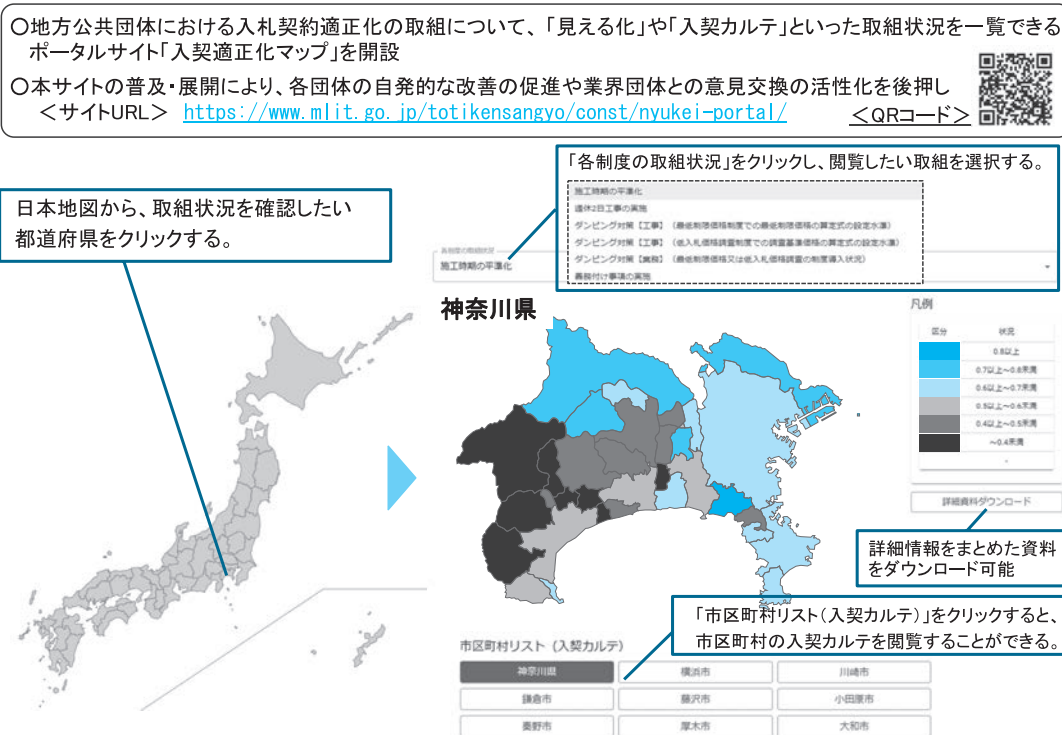


図-3 入契適正化マップ
 （地方公共団体における入札契約適正化の取組状況に関するポータルサイト）

4. おわりに

本稿においては、地方公共団体による入札契約制度の改善の取組を促進する方策として、国土交通省が近年取り組んできた各団体の取組の「見える化」と、令和6年3月に開設した「入契適正化マップ」について述べてきました。

本年度、第213回通常国会に、衆議院国土交通委員会提出法案として、公共工事の品質確保の促進に関する法律等^{※2}の一部を改正する法律案が提出され、令和6年6月12日に成立、同19日に公布・施行^{※3}されました。

同法による入札契約適正化法の改正については、適正化指針に定める事項として「入札契約に関する事務を適切に行うために必要な体制の整備に関すること」の旨が追加されました。

各地方公共団体が体制の整備を行い、入札契約制度の改善の取組を推進するに当たって、入札契約に関する適正化の現状を把握するためには、今回説明した「入契適正化マップ」が活用されることを期待しています。

国土交通省では、今後も引き続き「施工時期の平準化」と「ダンピング対策」等の個別の取組から入札契約事務に関する総合的な取組支援まで幅広く推進していくこととしているので、引き続きこれらの取組についてご理解とご協力をお願いします。

※1 算定式非公表、未導入の団体除く。

※2 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）、入札契約適正化法及び測量法（昭和24年法律第188号）

※3 測量法の令和7年4月施行部分は除く。